

ろうきんインターネットバンキング（団体向け）利用規定 新旧対照表

改定後	改定前
ろうきんインターネットバンキング（団体向け）利用規定	ろうきんインターネットバンキング（団体向け）利用規定
1～3 (略)	1～3 (略)
<p>4. 本人確認</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) ワンタイムパスワード</p> <p>① ワンタイムパスワードとは、本サービスの利用に際し、一度限り有効で可変のパスワードを生成し表示する機器（以下「パスワード生成機」といいます。）により表示されたパスワードをいい、契約者は本人確認および取引意思確認の際に利用するものとします。</p> <p>② 当連合会は、契約者に対し、1契約者につき1パスワード生成機を契約者の届出住所に配付します。契約者は、パスワード生成機を受取り後、速やかに本サービスから当連合会所定の方法により<b>利用登録手続</b>を行うものとします。また、契約者は当連合会所定の方法により、パスワード生成機の追加発行を受けることができます。なお、パスワード生成機の追加発行には、当連合会所定の手数料がかかります。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) ログインID・パスワード・暗証番号・パスワード生成機の変更</p> <p>① ログインID、パスワードを変更する場合は、契約者は、自らの責任において、端末よりログインID（「電子証明書方式」<b>を利用している場合</b>を除きます。）、パスワードの変更を行うものとします。</p> <p>② 暗証番号を変更する場合は、契約者は、当連合会所定の書面により当連合会に届出するものとします。当連合会は、本人確認手続により契約者本人が依頼したものと認めた場合は、変更の手続を行います。</p> <p>③ 利用しているパスワード生成機を変更する場合は、契約者は、自らの責任において、端末よりパスワード生成機の失効および利用登録を行うものとします。</p> <p>(6) パスワード・電子証明書・パスワード生成機の有効期間等</p> <p>① パスワードが有効な当連合会所定の期間（以下「有効期間」といいます。）は、180日間となります。契約者は、有効期間が満了する前までにパスワードの変更を行うものとします。ただし、有効期間経過後の初め</p>	<p>4. 本人確認</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) ワンタイムパスワード</p> <p>① ワンタイムパスワードとは、本サービスの利用に際し、一度限り有効で可変のパスワードを生成し表示する機器（以下「パスワード生成機」といいます。）により表示されたパスワードをいい、契約者は本人確認および取引意思確認の際に利用するものとします。</p> <p>② 当連合会は、契約者に対し、1契約者につき1パスワード生成機を契約者の届出住所に配付します。契約者は、パスワード生成機を受取り後、速やかに本サービスから当連合会所定の方法により<b>利用登録手続き</b>を行うものとします。また、契約者は当連合会所定の方法により、パスワード生成機の追加発行を受けることができます。なお、パスワード生成機の追加発行には、当連合会所定の手数料がかかります。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) ログインID・パスワード・暗証番号・パスワード生成機の変更</p> <p>① ログインID、パスワードを変更する場合は、契約者は、自らの責任において、端末よりログインID（「電子証明書方式」<b>のご利用の場合</b>を除きます。）、パスワードの変更を行うものとします。</p> <p>② 暗証番号を変更する場合は、契約者は、当連合会所定の書面により当連合会に届出するものとします。当連合会は、本人確認手続により契約者本人が依頼したものと認めた場合は、変更の手続を行います。</p> <p>③ 利用しているパスワード生成機を変更する場合は、契約者は、自らの責任において、端末よりパスワード生成機の失効および利用登録を行うものとします。</p> <p>(6) パスワード・電子証明書・パスワード生成機の有効期間等</p> <p>① パスワードが有効な当連合会所定の期間（以下「有効期間」といいます。）は、180日間となります。契約者は、有効期間が満了する前までにパスワードの変更を行うものとします。ただし、有効期間経過後の初め</p>

改定後	改定前
<p>でのログイン時にもパスワードを変更することができるものとします。なお、ログイン ID に有効期間はありませぬ。</p> <p>② 電子証明書は有効期間があります。契約者は、有効期間が満了する前に当連合会所定の方法により電子証明書の更新を行うものとします。なお、当連合会は、契約者に事前に告知することなく、この電子証明書のバージョンを変更する場合があります。また、本サービスが解約された場合は、電子証明書は無効となります。</p> <p>③ パスワード生成機は、当連合会所定の有効期間経過後は利用できなくなります。契約者は、有効期間が満了する前に当連合会が契約者に配付する新しいパスワード生成機の<b>利用登録手続</b>を行うものとします。</p> <p>(7) パスワード・ワンタイムパスワード・暗証番号・合言葉の誤入力等</p> <p>① 管理者がパスワード、ワンタイムパスワード、合言葉を当連合会所定の回数以上連続して誤入力した場合は、本サービスは利用閉鎖となります。利用の再開を依頼する場合は、契約者は、当連合会所定の方法により当連合会に届出るものとします。</p> <p>② 一般利用者のパスワード、ワンタイムパスワード、合言葉の誤入力による利用閉鎖の場合は、管理者が自らの責任においてそれぞれの利用閉鎖解除をし、利用再開を行うものとします。</p> <p>③ 契約者が暗証番号を当連合会所定の回数以上連続して誤入力した場合は、本サービスは取引停止となります。取引の再開を依頼する場合は、契約者は、当連合会所定の方法により当連合会に届出るものとします。</p> <p>④ パスワード、暗証番号、合言葉を失念した場合、<b>第三者に知られた場合</b>またはその恐れがある場合、<b>ならびに盗まれた場合</b>は、契約者は、速やかに当連合会所定の方法により当連合会に届出および手続をするものとします。</p> <p>⑤ <b>パスワード生成機を紛失した場合または盗まれた場合は、契約者は、速やかに当連合会所定の方法により当連合会に届出および手続をするものとします。</b></p> <p>(8) 取引時における本人確認</p> <p>① 契約者は、端末により電子証明書を指定（電子証明書方式を<b>利用している場合</b>）またはログイン ID を入力（ID・パスワード方式を<b>利用している場合</b>）し、パスワード、ワンタイムパスワード、暗証番号、当連合会が必要と認める場合は合言葉を入力して取引を行うものとします。</p> <p>② （略）</p>	<p>でのログイン時にもパスワードを変更することができるものとします。なお、ログイン ID に有効期間はありませぬ。</p> <p>② 電子証明書は有効期間があります。契約者は、有効期間が満了する前に当連合会所定の方法により電子証明書の更新を行うものとします。なお、当連合会は、契約者に事前に告知することなく、この電子証明書のバージョンを変更する場合があります。また、本サービスが解約された場合は、電子証明書は無効となります。</p> <p>③ パスワード生成機は、当連合会所定の有効期間経過後は利用できなくなります。契約者は、有効期間が満了する前に当連合会が契約者に配付する新しいパスワード生成機の<b>利用登録手続</b>きを行うものとします。</p> <p>(7) パスワード・ワンタイムパスワード・暗証番号・合言葉の誤入力等</p> <p>① 管理者がパスワード、ワンタイムパスワード、合言葉を当連合会所定の回数以上連続して誤入力した場合は、本サービスは利用閉鎖となります。利用の再開を依頼する場合は、契約者は、当連合会所定の方法により当連合会に届出るものとします。</p> <p>② 一般利用者のパスワード、ワンタイムパスワード、合言葉の誤入力による利用閉鎖の場合は、管理者が自らの責任においてそれぞれの利用閉鎖解除をし、利用再開を行うものとします。</p> <p>③ 契約者が暗証番号を当連合会所定の回数以上連続して誤入力した場合は、本サービスは取引停止となります。取引の再開を依頼する場合は、契約者は、当連合会所定の方法により当連合会に届出るものとします。</p> <p>④ パスワード、暗証番号、合言葉を失念<b>もしくは漏洩した場合、パスワード生成機の紛失もしくは盗難があった場合、またはその恐れがある場合は</b>、契約者は、速やかに当連合会所定の方法により当連合会に届出および手続をするものとします。</p> <p>(8) 取引時における本人確認</p> <p>① 契約者は、端末により電子証明書を指定（電子証明書方式を<b>ご利用の場合</b>）またはログイン ID を入力（ID・パスワード方式を<b>ご利用の場合</b>）し、パスワード、ワンタイムパスワード、暗証番号、当連合会が必要と認める場合は合言葉を入力して取引を行うものとします。</p> <p>② （略）</p>

改定後	改定前
<p>5. 振込・振替取引</p> <p>(1) ～ (11) (略)</p> <p>(12) 取引内容の確認</p> <p>① <u>振込・振替取引の依頼内容および処理結果については、本サービス、預金通帳または当座勘定照合表等により、契約者の責任において、その取引内容を照合するものとします。</u></p> <p>② 契約者と当連合会の間で取引内容、残高等について疑義が生じた場合は、当連合会が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。</p>	<p>5. 振込・振替取引</p> <p>(1) ～ (11) (略)</p> <p>(12) 取引内容の確認</p> <p>① <u>振込・振替資金の引落後、契約者は、速やかに前記(11)の照会または普通預金通帳等への記入もしくは当座勘定照合表等による取引内容の照合を行うものとします。取引内容、残高等に相違がある場合は、契約者は、直ちにその旨を当連合会に連絡するものとします。</u></p> <p>② 契約者と当連合会の間で取引内容、残高等について疑義が生じた場合は、当連合会が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。</p>
<p>6～20 (略)</p>	<p>6～20 (略)</p>
<p>21. 準拠法・合意管轄</p> <p>本サービスに関する準拠法は、日本法とします。また、本サービスに関する訴訟については、当連合会の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">(2017.3 労働金庫連合会)</p>	<p>21. 準拠法・合意管轄</p> <p>本サービスに関する準拠法は、日本法とします。また、本サービスに関する訴訟については、当連合会の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">(2015.6 労働金庫連合会)</p>